

命令・禁止表現文における主語のゼロ化と顕在化

須賀章夫

Zero-form subject in Japanese — in the case of the imperative and the negative imperative sentence —

Akio Suga

In this paper, I will introduce a new term “Zero-form subject” and analyze the subject of the Japanese imperative and negative imperative sentence. “Zero-form subject” is singled out here as one state of subjects that do not appear in a sentence. Though it does not appear in a sentence, it is possible to know what it is from the verbal and non-verbal context. In that respect, the “Zero-form subject” is similar to an omitted subject, but they are not the same. When an omitted subject appears in a sentence, it does not effect the meaning of the whole sentence. The “Zero-form subject”, however, appears in a sentence with a contrastive meaning, and thus effects the meaning of the whole sentence. I will analyze a subject of the Japanese imperative and negative imperative sentence and show that they have the “Zero-form subject”.

【キーワード】 主語のゼロ化／顕在化、対比的、命令表現文、禁止表現文

0. はじめに

本稿では、日本語において主語が文中に現れない現象の一つとして「ゼロ化」を提案し、命令・禁止表現の文を取り上げ、これらの表現文において主語がゼロ化することを考察する¹。

主語のゼロ化とは、主語が文中に現れない現象の一つである。ゼロ化した主語は文中に現れていなくても、言語的・非言語的文脈からそれが何であるか判断できる。そして、文中に顕在化すると対比等の性格を帶びて文意に影響を及ぼすような場合、本稿では「省略」とは区別して、「ゼロ化」と呼んだ。

言語科学研究第1号(1995年)

主語のゼロ化が起こる構文の特徴として次の2つが挙げられる。

(1) 主語のゼロ化が起こる構文の特徴

- ①主語の人称に1人称もしくは2人称という制約がある。
- ②テンスの分化がない²。

(1) に挙げた特徴を持つ文のうち、本稿では、命令表現「～（動詞命令形）」文・「～動詞ーなさい」文、禁止表現「～動詞ーな」文を取り上げる。これらの表現文の主語について纏めると次のようになる。

(2) 命令・禁止表現の文の主語について：

テンスの分化がなく、主語の人称が2人称に制約される命令表現（「動詞命令形」「動詞ーなさい」）・禁止表現（「動詞ーな」）の文では、通常主語はゼロ化され、文中に顕在化すると対比的な性格を帯びて、文全体の解釈に影響を及ぼす。

但し、命令・禁止表現の文であっても、不特定多数に対する命令・禁止表現の文では、主語のゼロ化が起こらない文がある。

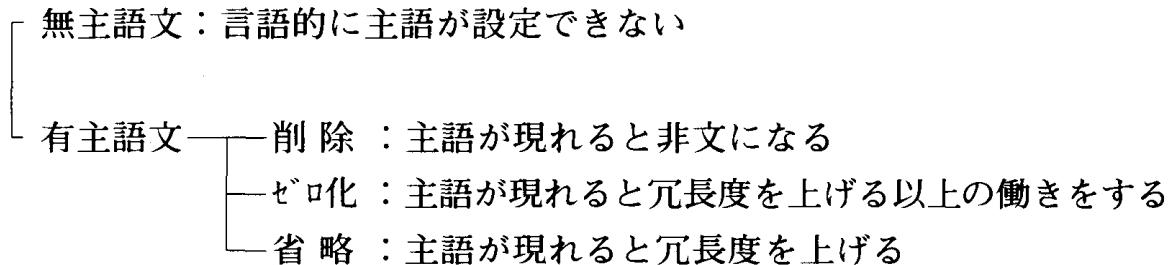
以下、最初に、日本語において主語が文中に現れない現象を整理し、その中で「ゼロ化」がどのような特徴を持つのかを示したい。次に、命令表現「～（動詞命令形）」文・「～動詞ーなさい」文、禁止表現「～動詞ーな」文において主語がゼロ化することを、主語が顕在化した場合と比較しながら、考察していく。

尚、本稿における「主語³」とは、ガ格で言表される動作・行為の主体を指す。

1. 主語の「ゼロ化」の特徴

本稿では、文中に主語が現れない現象を次のように分類した。

(3) 図1. 文中に主語が現れない場合



上記図1の4つの「文中に主語が現れない場合」の特徴は次の通りである。

無主語文：自然現象を表す文の一部や感嘆文等⁴、言語的に主語が設定でき

命令・禁止表現文における主語のゼロ化と顕在化

ない文。

削除：使役文等における補文の主語のように、統語規則によって最終的に文中から消去される場合。「削除」された主語が文中に現れると非文になる。

ゼロ化：言語的・非言語的文脈から主語を推定でき、文中に顕在化しても、「削除」のように非文とはならないが、文中に顕在化すると対比等の性格を帶びて、文意に影響を及ぼす。

省略：久野、1978（8ページ）の省略の主目的に従って、「言わなくても聞き手にとって自明のインフォーメーションを省くこと」を「省略」とする。「省略」された主語が文中に現れると、文の冗長度が上がる。

主語の「ゼロ化」も「省略」も文中に主語を復元できる点では同じだが、文中に主語が現われた場合と現われない場合とで文意に差が生じる点で、「ゼロ化」を「省略」と区別した。例えば、次のような場合である。

(4) a. 田中さんが来るのを待って、食事に行きましょう。

b. 田中さんが来るのを待って、私達は食事に行きましょう。

(4a) では「食事に行きましょう」の主語が文中に現れていないが、「私達」であると判断できる。ここで(4)の両文を比較すると、この文脈では、

(4a) の「田中さん」は、通常、一緒に食事に行く人と解釈され、

(4b) の「田中さん」は、通常、一緒に食事に行かない人と解釈される。

つまり、(4) では文中に主語が顕在化することによって冗長度を上げる以上の働きをすると考える。従って、(4a) のような場合、主語が「ゼロ化」していると呼ぶ。

以下、「命令」「禁止」の各表現文において、文中に主語が現れた場合と現れない場合とを比較しながら、それぞれの表現文の主語について考察していく。

2. 命令・禁止表現文における主語のゼロ化と顕在化

2-1. 命令表現文

命令表現で、(1) に示した、

①主語の人称に1人称もしくは2人称という制約がある。

言語科学研究第1号(1995年)

②テンスの分化がない

という特徴を持つ文として (5) に示す二つの言語形式の文を取り上げる。

(5) a. 行け。 (動詞命令形)

b. 行きなさい。 (動詞一なさい)

(5) の各文の主語は (5') より、2人称であると判断することができる。

(5') a. {*私（達）／おまえ（達）／*彼・彼女（達）} は行け。

b. {*私（達）／あなた（達）／*彼・彼女（達）} は行きなさい。

但し、次の (6) のような場合、 (5 a) に挙げた形式は1人称や3人称を主語とすることがあるが、このような文は命令表現の文ではないと考える。

(6) a. [自分の合格発表を見る直前に] 受かれ。

b. [相手ゴールへ飛んでいくボールに向かって] 入れ。

(6a) では「受かる」主体は「私」であり、 (6 b) では「入る」主体は「ボール」である。従って、これらを言語的に表した場合の主語はそれぞれ1人称主語、3人称主語となる。しかし、 (6) に見られるような用法は、形の上では動詞の命令形が使われているが、話者の強い願望を表す願望表現の文である。従って、 (6) のような文は命令表現の文ではないと考え、考察の対象から外すことにする。

以下、 (5) に示した命令表現の文を具体的に取り上げて考察をしていく。

(7) のような形式の命令表現の文において、主語が文中に現れると、 (8) のようになる。

(7) = (5) a. 行け。 (動詞の命令形)

b. 行きなさい。 (動詞一なさい)

(8) a. おまえは行け。

a'. おまえが行け。

b. あなたは行きなさい。

b'. あなたが行きなさい。

例えば、A という命令者が、B・C・D・E という 4人 を前に (8) の発話をした場合を考えてみる。

(9) 状況； A = 話者、 AがB・C・D・Eを前にして、 A→B

(「A→B」はAからBへの発話を意味する。以下同様)

命令・禁止表現文における主語のゼロ化と顕在化

- a. おまえは行け。 (= 8a)
- b. あなたは行きなさい。 (= 8b)

(9) では、通常、C・D・Eのうち、少なくとも1人は「行かない」人物がいると解釈される。

次の(10)は、(9)と同じ状況で主語が「が」を伴って現れた場合である。

(10) 状況；A = 話者、AがB・C・D・Eを前にして、A→B

- a. おまえが行け。 (= 8a')
- b. あなたが行きなさい。 (= 8b')

(10) でも、(9)同様、通常、C・D・Eは「行かない」と解釈される。

次の(11)は(9)(10)と同じ状況で主語が現れない場合である。

(11) 状況；A = 話者、AがB・C・D・Eを前にして、A→B

- a. 行け。
- b. 行きなさい。

(11) では、(9)(10)の場合に比べて、C・D・Eについては「行かない」との解釈はAの発話だけからはできない。

(9)(10)と(11)の間に見られるような解釈の差は「行く」という自動詞の文だけの現象ではない。例えば、(12)のような他動詞の文でも同様の差が見られる。

(12) 状況；A = 話者、AがB・C・D・Eを前にして、A→B

- a. おまえはこれを {持て／待ちなさい}。
- b. おまえがこれを {持て／待ちなさい}。
- c. これを {持て／待ちなさい}。

(12)において、「これを持つ」という行為とその主体という観点から、通常、次のような解釈がなされる。

(12a) では、通常、C・D・Eは別の物を持つ、あるいは「持つ」以外の行動をするだろうと解釈される。

(12b) では、通常、Bが「持つ」人として選ばれ、C・D・Eは「これを持つ」という行為から排除されているように解釈される。

(12c) では、(12a)(12b)に見られるような、C・D・Eとの対比性が感じられない。

このように命令表現（動詞の命令形／動詞ーなさい）の文では、文中に主語が現れると対比的な性格を帯び、文中に現れない場合との間で文の解釈に差が見られる。

言語科学研究第1号(1995年)

文の解釈の差は、例えば、(13) のように第三者が文中に現われた場合、第三者の行動に関する解釈の差として表れることがある。

- (13) a. 三浦が来たら、{行け／行きなさい}。
- b. 三浦が来たら、おまえは {行け／行きなさい}。
- c. 三浦が来たら、おまえが {行け／行きなさい}。

(13) の各文の「三浦」の行動について考えてみると、(13a) では、「三浦は一緒に行く人」と解釈することもできるが、(13b) (13c) では、「三浦は一緒に行く人」との解釈はされにくい。

(13) で第三者の行動にこのような解釈の差が出るのは、(13a) では主語がゼロ化されているため、必ずしも対比の対象を必要としないのに対して、(13b) (13c) では主語が文中に顕在化したことにより対比的な性格を帯び、その対比の対象として「三浦」をとらえたことによると思われる。

命令表現の文では、希に(14) のように純粹な2人称詞以外の名詞が主語に現れる場合もある。

- (14) [親が子に向かって] 子供はもう {寝ろ／寝なさい}。

(14) の場合、下線部「子供」は聞き手を指し示すものであり、実質的には2人称である。従って、例えば、(14)において「子供」を「おまえ」に置き換えても、文は同義として成立する。

このような場合でも、文中に主語が現れた場合と、現れない場合とでは文意に差が現れる。

- (15) [親が子に向かって] a. 子供はもう {寝ろ／寝なさい}。 (=14)
- b. もう {寝ろ／寝なさい}。

(15a) と (15b) を比べた場合、(15a) では、例えば、「大人の時間だから」とか、「大人は起きていてもいいが・・・」といった対比的な性格が付加されて受け取られるが、(15b) では、通常、そのような「寝ない人」に関する解釈まではされない。従って、(15a) と (15b) は、同じ文の主語が、顕在化しているかゼロ化しているかの差であると考えることができる。

しかし、次のような場合は、同じ文の主語がゼロ化しているか、顕在化しているかの差であるとは考えにくい。(16) は不特定多数の人間に対して呼びかけている文である。

命令・禁止表現文における主語のゼロ化と顕在化

- (16) [集まった民衆に向かって] a. 男達は俺について来い。
b. 俺について来い。

(16a) は、(15a) 同様、純粋な2人称詞以外の主語が文中に現れている。(16a) も「男達」は対比的に現れているとは言えるが、(16b) から(16a) の主語を復元することは難しい。よって、(16a) と(16b) は(15) に見られるような対応関係がないと考えるのが妥当だと思われる⁵。よって、(16a) のような文は主語がゼロ化できない文と考える。

以上の考察を纏めると、命令表現の文「動詞命令形」・「動詞ーなさい」の主語については次のようになる。

- (17) 命令表現の文の主語について；

テンスの分化がなく、主語の人称が2人称に制約される命令表現の文（「動詞命令形」「動詞ーなさい」）では、通常主語はゼロ化され、文中に顕在化すると対比的な性格を帯びて、文全体の解釈に影響を及ぼす。但し、命令表現の文であっても、不特定多数に対する命令表現の文では主語のゼロ化はおこらない文もある。

以上が命令表現の文についての考察である。続いて、禁止表現の文について考察していく。

2-2. 禁止表現文

禁止表現で、(1) に示した、

①主語の人称に1人称もしくは2人称という制約がある。

②テンスの分化がない

という特徴を持つ文として、(18) に示す言語形式の文を取り上げる。

(18) 行くな。 (動詞ーな)

(18) の主語は(18')より、2人称であると判断することができる。

(18') {*私 (達) / あなた (達) / *彼・彼女 (達)} | は行くな。

但し、(18) に取り上げた言語形式も、命令表現文の場合と同様、願望表現として用いられた場合は1人称、3人称の主語をとることができる。

(19) a. [くじ引きで自分が引く時に] へんなくじを引くな。

b. [相手チームのボールが自軍のゴールへ飛んでいく様を見て] 入るな。

言語科学研究第1号(1995年)

(19) のような場合は言語形式上「動詞ーな」という形であっても、禁止表現の文とは考えず、考察の対象から外すことにする。

以下、(18)に示した禁止表現の文を具体的に取り上げて考察していく。

(20) のような形式の禁止表現の文において、主語が文中に現れると(21)のようになる。

(20) = (18) 行くな。 (動詞ーな)

(21) a. おまえは行くな。

a'. おまえが行くな。

例えば、Aという発話者と、B、C、D、Eという4人がいて、そのうちBが行こうとした時の発話として考えてみる。

(22) 状況；A = 話者、A が B・C・D・Eを前にして、A→B。

a. おまえは行くな。 (= 21a)

a'. おまえが行くな。 (= 21a')

(22a) では、Bに「行く」ことを禁止していると同時に、C・D・Eに対しては「行く」ことを許容しているように受け取られる。

(22a') は、やや不自然な発話とも受け取れるが、例えば「他の人ならともかく、おまえが行ったら逆効果だ」等の意味では有り得ると思われる。その場合、

(22a) 同様、Bに「行く」ことを禁止していると同時に、C・D・Eに対しては「行く」ことを許容しているように受け取られる。

次の(23)は、(22)と同じ状況で主語が現れない場合である。

(23) 状況；A = 話者、A が B・C・D・Eを前にして、A→B。

行くな。

(23) では、(22)の場合に比べて、B以外の人についての「行く」という行為に関する示唆がないと思われる。

(22)と(23)の間に見られるような差は「行く」という自動詞の文だけの現象ではない。例えば、(24)のような他動詞の文でも同様の差が見られる。

(24) 状況：山中で見つけたきのこを食べようとしている人に向かって

a. おまえはそれを食べるな。

b. おまえがそれを食べるな。

c. それを食べるな。

命令・禁止表現文における主語のゼロ化と顕在化

(24)において、「食べる」という行為とその行為者の存在という観点から見ると、通常、次のような解釈がされる。

(24a) では、聞き手の他にきのこを食べる人がいると解釈される。

(24b) は、やや不自然な文とも受け取れるが、例えば、他にその「きのこ」を食べる人が決まっているような場合には成立すると思われる。つまり「おまえ」が「本来きのこを食べる人」と対比される状況において成立する。

(24c) では、聞き手の行為に対して「食べるな」と言っているのであるが、それは、例えば毒きのこである場合のように、他に食べる人の存在を感じない。

このように禁止表現（動詞一な）の文でも、命令表現の文同様、文中に主語が現れると、対比的な性格を帶びて、主語が現れない場合との間で文解釈に差が見られる。

文の解釈の差は、(25)のように第三者を文中に現した場合、聞き手と第三者の行動に解釈の差が出てくることがある。

(25) [友人二人 (=「おまえら」)に向かって]

- a. 北沢達と一緒に行くなら、居酒屋の前を通っても、中に入るな。
- b. 北沢達と一緒に行くなら、居酒屋の前を通っても、おまえらは中に入るな。

(25)の各文の聞き手と北沢達の行動について考えてみると、(25a)では、聞き手が「居酒屋に入らない」と同時に、北沢達も「居酒屋に入らない」と期待することもできるが、(25b)では、「居酒屋へ入らない」のは聞き手だけで、北沢達も「居酒屋へ入らない」ことまでは期待していない。

(25)で第三者の行動にこのような期待の差が出るのは、(25a)では主語がゼロ化されているため、必ずしも対比の対象を必要としないのに対して、(25b)では主語が文中に現したことにより対比的な性格を帶び、その対比の対象として「北沢達」をとらえたことによると思われる。

禁止表現の文でも、命令表現の文同様、希に(26)のように純粹な2人称詞以外の名詞句が主語に現れる場合もある。

(26) [近づいて来る子供に向かって] 子供はこっちへ来るな。

(26)の場合、下線部「子供」は聞き手を指し示すものであり、実質的には2人称である。従って、例えば、(26)において「子供」を「おまえ」に置き換えて

言語科学研究第1号(1995年)

も、文は同義として成立する。

このような場合でも、文中に主語が現れた場合と、現れない場合とでは文意に差が現れる。

- (27) [近づいて来る子供に向かって] a. 子供はこっちへ来るな。 (=26)
b. こっちへ来るな。

(27a) と (27b) を比べた場合、(27a) では、例えば「大人は来てもいいが・・・」といった対比的な性格が付加されて解釈されるが、(27b) では、そのような他の「来てもいい人」に関する解釈までは、通常なされない。従って、(27a) と (27b) は、同じ文の主語が顕在化しているか、ゼロ化しているかの差であると考えることができる。

しかし、次のような場合は、同じ文の主語がゼロ化しているか、顕在化しているかの差であるとは考えにくい。(28) は不特定多数の人間に對して呼びかけている文である。

- (28) [事故現場に集まった人々に向かって] a. 子供はこっちへ来るな。
b. こっちへ来るな。

(28a) は、(27a) 同様、純粹な2人称詞以外の主語が文中に現れている。

(28a) も「子供」が対比的に現れているとは言えるが、(28b) から (28a) の主語を復元することは難しい。よって、(28a) と (28b) は (27) に見られるような対応関係がないと考えるのが妥当だと思われる。従って、(27a) は禁止表現の文でも主語をゼロ化できない文と考える。

以上の考察を纏めると、「動詞一な」といった禁止表現の文の主語については次のようになる。

- (29) 禁止表現の文における主語；

テンスの分化がなく、主語の人が2人称に制約される禁止表現の文（「動詞一な」）では、通常主語はゼロ化され、文中に現れると対比的な性格を帶びて現れ、文全体の解釈に影響を及ぼす。但し、禁止表現の文であっても、不特定多数に対する禁止表現の文では主語のゼロ化が起こらない文がある。

以上が禁止表現の文についての考察である。

命令・禁止表現文における主語のゼロ化と顕在化

3. 結び

本稿では、主語のゼロ化がおこる環境の一つとして、次の2つの特徴を持つ命令表現・禁止表現の文を取り上げ、それぞれの表現文の主語について考察してきた。

(30) = (1) 主語のゼロ化が起こる構文の特徴

- ①主語の人称に1人称もしくは2人称という制約がある。
- ②テンスの分化がない。

(16) 「命令表現の文の主語について」と(28)「禁止表現の文の主語について」より、(30)に挙げた特徴を持つ命令表現「～（動詞命令形）」文・「～動詞一なさい」文及び、禁止表現「～動詞一な」文の主語について纏めると次のようになる。

(31) = (2) 命令・禁止表現の文の主語について：

テンスの分化がなく、主語の人称が2人称に制約される命令表現（「動詞命令形」「動詞一なさい」）・禁止表現（「動詞一な」）の文では、通常主語はゼロ化され、文中に顕在化すると対比的な性格を帯びて、文全体の解釈に影響を及ぼす。

但し、命令・禁止表現の文であっても、不特定多数に対する命令・禁止表現の文では、主語のゼロ化が起こらない文がある。

以上が命令・禁止表現の文における主語のゼロ化の考察である。本稿では、なぜ、これらの文において主語がゼロ化するのかの考察までには至らなかつたが、「なぜ」に関しては次のように推察される⁶。先ず第一に(30)①の特徴から、主語が文中に現われなくても了解可能となるからである。しかし、主語の人称が規定される全ての文で主語がゼロ化するわけではない。恐らくは、(30)②の特徴が、文中に現れた主語に対比的な意味を帯びることと関係していると思われる。

また、命令・禁止表現の文以外における主語のゼロ化、及び顕在化に関しては、別の機会に考察したい。

注 記

¹ 本稿は、1993年12月神田外語大学に提出した修士論文の一部に手を加えたものである。論文指導の奥津敬一郎先生、御助言頂いた徳永美暁先生はじめ神田外語大学大学院の諸先生方に心より感謝したい。

言語科学研究第1号(1995年)

- ² 「テンスの分化がない」は仁田、1989で用いられた表現である。日本語の動詞文であれば、いわゆる「る形」「た形」といったテンスの分化を持つが、本稿で取り上げた表現文はそのような分化を有しない。
- ³ 「主語」の規定に関しては、須賀、1993に基づく。
- ⁴ これらの文の主語に関しては奥津、1974・1975にて指摘されている。また、「無主語文」「有主語文」の名称は奥津、1975よりの借用である。
- ⁵ 仁田、1989では、(16a)のような例に対して「おまえがもし男だったら、おまえは俺について来い」のように分析されている。
- ⁶ 推察は須賀、1993に基づく。

参考文献

- 井上 和子 (1976) 「旧い情報・新しい情報」『言語』10月号p.22～p.33,大修館書店
 (1984) 「文一文法と談話文法の接点」『言語研究'84』17～44頁
- 奥津敬一郎 (1974) 『生成日本文法論』, 大修館書店
 (1975) 「主語とは何か—無主語文・主語省略文・有主語文をめぐってー」
 『言語』43, 203～211頁, 大修館書店
- 尾上 圭介 (1981) 「『は』の係助詞性と表現的機能」『国語と国文学』58-1, 102～118頁
- 久野 暉 (1973) 『日本文法研究』, 大修館書店
 (1978) 「談話の文法」, 大修館書店
- 大徳 陽子 (1989) 「現代日本語における主語省略」日本女子大学大学院修士論文
- 砂川有里子 (1990) 「主題の省略と非省略」『文芸言語研究—言語編』18
- ジョン・ハインズ (1987) 「談話分析の現状」『言語』3月号, 70～77頁, 大修館書店
- ジョン・ハインズ／岩崎勝一 (1987) 「日本語における名詞句省略」『言語』3月号, 71～81頁,
 大修館書店
- 寺村 秀夫 (1991) 『日本語のシンタクスと意味Ⅲ』くろしお出版
- 仁田 義雄 (1979) 「日本語文の表現類型—主格の人称制限と文末構造のあり方の観点
 においてー」『英語と日本語と』278～306頁, くろしお出版
 (1980) 『語彙論的統語論』, 明治書院
 (1989) 「現代日本語のモダリティの体系と構造」『日本語のモダティ』,
 くろしお出版
- 日向茂男・日比谷潤子 (1988) 『談話の構造』荒竹出版
- 牧野 成一 (1980) 『くりかえしの文法』, 大修館書店
- 三上 章 (1960) 『象は鼻が長い』, くろしお出版
 (1963) 『日本語の論理』, くろしお出版
 (1972) 『現代語法序説』, くろしお出版
 (1972) 『続・現代語法序説』, くろしお出版

命令・禁止表現文における主語のゼロ化と顕在化

- 森田 良行 (1990) 「主題・主語を表す言い方」『日本語学と日本語教育』105～135頁、
凡人社
- 須賀 章夫 (1993) 「主語のゼロ化と顕在化－「は」と「が」の対比性の考察より－」
神田外語大学大学院修士論文
- Hinds, John (1978) "Anaphora in Japanese Conversation", John, Hinds (ed.) , Anaphora
in Discourse, Linguistic Reserch, pp.136-180
- H.P. Grice (1975) 'LOGIC AND CONVERSATION' "SYNTAX AND SEMANTICS Vol.3"